

【第1章】景観形成基本計画策定の背景と役割



1. 景観形成基本計画策定の背景



これまで、日本のまちづくりは、効率性を優先した画一的なものを重視していたため、まちの利便性は向上したものの特徴のない街なみを形成することとなっていました。

また、都市部の急速な発展の影響により、郊外部の自然破壊が進行し、まちからゆとり、安らぎ、潤いが失われつつあります。

これらの問題を解決するため、21世紀に入ってから、市民社会が求める魅力あるまちの再生が求められています。

一方、本市においては、市民・事業者との協働による景観形成のための多様な取り組みが行われ、その成果は少しずつ積み上げられています。

今後は、本市の盆地特性に象徴される地形、自然、歴史などで形成された“福島らしさ”を最大限に生かした、魅力あふれる景観の形成を進めます。

以上のような、全ての市民の共有財産になりうる景観形成を推進するためには、市民・事業者の主体的な取り組みや持続的な行政支援が重要となります。

本市は、平成13年に福島市景観条例（以下「景観条例」という。）を制定すると同時に本計画を策定し、市民・事業者・市の協働による景観行政を進めてきました。

今後は、社会情勢の変化や飯野町の合併などを反映した本計画を“景観形成に関するマスタープラン”と位置づけ、景観に関する総合的な法律となる景観法（以下「法」という。）に基づく景観条例に改正するとともに、法の諸制度を活用した景観計画を策定し、市民が主役となり、地域それぞれの魅力を生かした景観形成を進めることによって、私達の景観（たからもの）を守り、未来に伝えていくことを目指します。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から数年が経過しましたが、本市は、未だに東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能災害という計り知れない困難に直面しています。

一日も早い元気な福島市を取り戻すため、除染をはじめ風評被害の払拭などに関して、懸命の努力を続けてきました。

景観に配慮したまちづくりは、まちの個性を育み地域の活性化に繋がることから、今後も復興の気運を高めるべく、景観行政を担う本市としては、地域のまちづくりへの支援や景観意識の醸成を積極的に図ります。



(1) 本市の景観形成に関するマスタープラン

景観形成は単に見る対象又は来訪者への配慮ということのみにとどまりません。
生活の中に景観形成を取り入れ、生活自体の表現としての豊かな情景の広がりが重要となります。
本計画は、本市の景観形成に関わる基本方針をまとめた“景観形成に関するマスタープラン”となるものです。

(2) 「福島らしさ」を引き出す景観形成

“福島らしさ”は、本市特有の地形、気象、植生などといった自然条件、近世以降の都市形成の歴史、そして市民の生活そのものから生み出されるものです。
これらを守り、育むことが“福島らしさ”を受け継いでいくことに繋がります。
本計画は、“福島らしさ”を引き出し、景観形成に結び付けていくための役割を担っています。

(3) 市民の合意に支えられた景観形成

豊かなまちの景観は、多くの市民が景観形成に関わることによって実現されます。
その関わりが広ければ広いほど、深ければ深いほど、その効果は大きくなります。
本計画は、“人にやさしいまちづくり”の観点からも、高齢者や障がい者をはじめとした全ての市民一人ひとりの認識を深め、景観形成に関する合意形成を推進する役割を担っています。

(4) 市民・事業者・行政が一体となった景観形成

まちの景観を構成する要素は、様々な領域にわたるものであり、市民・事業者・行政による協働が重要となります。
特に、市民・事業者の役割は大きく、景観の保全や創出の主たる担い手です。
一方、行政による社会資本整備はまち全体の景観形成の骨格として位置づけられます。

(5) 持続的な取り組みとしての景観形成

景観形成の取り組みは持続性が求められます。
市民、事業者などの多様な活動を支援し積み重ねることによって、目標とする景観形成が実現されます。
本計画の策定を契機に、景観形成のための長期的なプログラムと推進体制の確立を目指します。